

定 款

株式会社 鶴見製作所

# 第 1 章 総 則

## 第1条 (商 号)

当社は、株式会社鶴見製作所と称する。

英文では、TSURUMI MANUFACTURING CO., LTD. とする。

## 第2条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種ポンプ、環境装置および関連機器の製造販売、それにとまなう修理、サービス並びに機械器具設置工事業、土木工事業、電気工事業、管工事業、水道施設工事業、清掃施設工事業、鋼構造物工事業。
2. 古物商。
3. 各種ポンプ、環境装置および関連機器（これらの古物および再生品を含む。）の輸出入。
4. 各種ポンプ、環境装置および関連機器（これらの古物および再生品を含む。）の賃貸業。
5. 前各号に附帯する一切の事業。

## 第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を大阪市に置く。

## 第4条 (機 関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

## 第5条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

### 第 6 条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、1 億株とする。

### 第 7 条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第 1 6 5 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

### 第 8 条（単元株式数）

当社の単元株式数は、1 0 0 株とする。

### 第 9 条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 1 8 9 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 1 6 6 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 単元未満株式の買増し請求をする権利

### 第 1 0 条（株式取扱規則）

当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第 1 1 条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

#### **第12条(单元未満株式の買増し請求)**

当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

### **第 3 章 株 主 総 会**

#### **第13条(招 集)**

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

#### **第14条(定時株主総会の基準日)**

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

#### **第15条(招集権者および議長)**

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除いては、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

#### **第16条(電子提供措置等)**

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

#### 第17条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除いては、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

#### 第18条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

### 第 4 章 取締役および取締役会

#### 第19条（取締役の員数）

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

#### 第20条（取締役の選任）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の5分の2以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役選任の決議は、累積投票によらない。

#### 第21条（取締役の任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第3項の規定による補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

## 第22条（代表取締役）

当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 代表取締役は、取締役会の決議に従って会社の業務を執行する。

## 第23条（役付取締役）

取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうちから取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

## 第24条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除いては、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）がこれにあたる。

## 第25条（取締役会の招集手続）

取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

## 第26条（取締役会の決議）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

2. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

## 第27条（取締役への委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

## 第28条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

## 第29条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

## 第30条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

## 第 5 章 監査等委員会

### 第 3 1 条（監査等委員会の招集手続）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

### 第 3 2 条（監査等委員会の決議）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数をもって行う。

### 第 3 3 条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第 6 章 計 算

### 第 3 4 条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

### 第 3 5 条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除いては、取締役会の決議によって定めることができる。

### 第36条（剰余金の配当の基準日）

- 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
  3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### 第37条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れる。

### 附 則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

第1条 当社は、第65回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第2条 当社は、第65回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。

第3条 （電子提供措置等に関する経過措置）

- 変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。
  3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

定款－8

2022年6月27日 改定